3 3

月岡巻 10日 • 25日 県遠賀郡町発行

一期工



平素から農作業の事故防止につ

ではとりかえしがつきません。

大部分です。事故がおきてから いの未熟と不注意によるものが おりです。

農作業の事故は、機械の取扱

結果死亡事故の内容は別表のと 作業による事故調査を行なった

いて十分で注意ください。

農業機械を使用するときの注

建設計画では、総建設戸数は七百 第一期工事の完成を間近かにひか 改良住宅建設工事にとりかかり、 高松地区改良住宅建設事業での 町では、昨年十月末に高松地区

三十五戸で、現在第一期工事(五 成を予定しています。 うち三棟九十戸は七月末に、ま 棟百五十戸)がすすめられ、この た、残り二棟六十戸は八月末に完

もなく完成 高松地区改良住宅

展業機械の取扱には 十分に注意を

き」「田植」と、これからは忙

つくり」から「耕作」、「代か

六月は田植のシーズン、「苗

しい毎日がつづくことと思いま

。機械の運転は、交通法規を守 農繁期は特に、過労にならな 仕事にかかる前の整備点検は いよう睡眠は十分にとりまし 町の人口

確実に

って正しい運転を

24,084 11,679

(50年5月末現在)

12,405

7, 141 世帯数

過去3年間の農作業による事故

その一方、これにともなって農 がどんどん導入されています。

しく、大型化し、高性能な機械

最近の農業の機械化はめざま

化、高度化しています。 作業による事故も増加し、複雑

県が49年度に過去3カ年の農

| 年度別 | 死亡件数 | 死亡原因别 | | | | 備考 |
|-------|------|-------|---------|--------|------|--------------------------|
| 中 及 劢 | | 耕うん機 | 乗用トラクター | その他の機械 | 機械以外 |)/H 65 |
| 46年 | 4件 | 0 | 1 | 2 | 1 . | 転落1.電気事故1 その他2(うち即死3) |
| 47年 | 5件 | 1 | 1 | 1 | 2 | 交通事故1 転落 2 溺水2(うち即死3) |
| 48年 | 4件 | 2 | 1 | -1 | 0 | 交通事故1 狭圧 1 転落2(うち即死2) |

。農業機械の稼動中は衣服などが 巻き込まれないように注意を

BB

期 水 17 す る

備 え

水害に対する備えはできています つゆがやってきます、あなたの

係機関からなる「水防協議会」で を最少限にくい止めるため、各関 町では、水害を防ぎ、また被害

とめました。 水防対策を検討し、水防計画をま

年より早く、 月の長期予報では、梅雨入りは平 発表した九州北部の六月から三ケ 福岡管区気象台が五月二十日に 梅雨前線の活

> り、梅雨明けは平年より遅いとさ 線の活動が活発になり、 動が弱く雨も少ないが、後半は前 れています。 七月中旬と局地的な大雨があ 六月下

> > 意ください。

(境界くいは国土調

査係であっせんします。)

一筆地調査の立会日時は後日通

及び測量はいたしませんからご注

い。隣地境界不明の場合は、調査

ていますが、家庭でも万一の災害 指定し、これに対する対策をたて に備えて十分で注意をお願いしま 防区域と危険個所を別表のように 町水防協議会は、町内の重要水

> 4321)におたずねください。 場産業課国土調査係○2601・ 知しますが、不審な点があれば役

問題があれば

実施委員会に

H

落石

落石

筆地 0 調

調査を開始しますので、七月一日 町では、国土調査事業を行なっ

蔵、椿明

況

届

は

で

弘道、矢野繁美、大場金吾、

一郎、貞末至、光末文雄、

前田忠 田中 原田

から 查

の支給が停止されますからで注意 6 月 末 日 ま

育し、このうち1人以上が義務教 3、066千円) に満たない こ 児童手当の請求をしてください。 とえば、扶養親族が5人の場合、 るまでの児童)であること。 育終了前の児童 なお、現況届及び申請書は役場 この受給資格に該当される方は ②前年の所得額が一定の額へた (中学校を卒業す

7月1日

に連絡してください。

猪熊地区国土調查実施委員 柴田已代治、大場寿基雄、

題個所があれば事前に実施委員会 が確認をして決定しますので、 ついては、実施委員会と関係官庁

問

町道水路や国有地関係の境界に

給している方は、6月末までに届 ていますが、七月一日から一筆地 出をされるようお願いします。 を出す月となっています。現在受 なお、届出をしない場合は手当 毎年6月は、児童手当の現況届 児 童 手 当 0 現

①18歳未満の児童を3人以上養

老人児童課にあります。

たれるようお願いいたします。 までに各所有地には境界くいを打 なお、山林、原野など雑木の密

をして境界を明らかにしてくださ

生している境界線は、早目に刈払

水 Ш Ш

部)

箇

名

Ш

111

Щ

名

本村

車返

X

末

街

口

部) 0

Ш 漢

林

X

生

ください。

児童手当受給資格

吉田ノ二、

吉田ノ三、

Щ 0

河 堀

中央区鹿児島本線ぞい一帯 500m

所

折尾高校下山裾、河守神社南側一带

鯉口区裏、美吉野団地下、鉄道ぞい一帯

頃末伊豆神社より、東側明神ケ辻山裾及び西側山裾

所

吉田ノ二(本村、滑石、御輪地)一帯 300 m

吉田ノ一、二、三 一帯 700m

頃末東町附近一帯 100m

鯉口区一带 100m

箇

山神、新生街裏山一帯

樋口、赤水、う月地区山裾

本村一組山裾

頃末先園から中組一帯 200m

别

别

予想される危険

"

"

"

"

予想される危険

土砂くずれ・落石

"

1,

鯉 平 大

地

鯉

頃

新

樋

赤

鯉口地区

田

羅

[河

町内重要水防区域と危険箇所

豪雨のため水の溢れたときの

災害の中で最もおそろしいのが火災です。

出して知らせることが大切です。自分だけで

あるいは家族だけで消そうとして知らせる時

火災を発見したらすぐに消防署に連絡しま

の種類とかけ方

…電話の管理者

.....受話器をはずして 691・

かぎをきりかえてから 691・

..... 119専用ダイヤルのある

受話器をはずして119をまわす。 (北九州市消防局にしか通報できません)

> ダイヤルのないものは、受話器をは 10円玉を入れてから 691・0119 をま

(通報が終ると10円玉はもどる

期が遅れると、延焼拡大して被害が大き るばかりか、尊い人命をなくす最悪の事態を

まねく恐れがあります。

加入電話

0119をまわす。

赤電 話

にたのんで、 0119をまわす。

雷話

しょう。

自分の不注意で火災を出しても勇気を

同 和問 題 を正 しく認 識

差

别

な

明

る

町

を

努めて官公署に任用されることと

同和対策の経過(その二)

き厭ふべき臭気ある職業は取締

細民の住居は採光と煙出しの

同 対

審

答

申

か

5

らの奨励による官製の団体ではな 動が展開された。これらの団体は らない。それは、 勃興したことに注目しなければな 自覚に基づく自主的な改善運動が 今までのとは性格を異にし、上か 組織団体が結成され、部落改善運 大正初期に、同和地区の人々の 全国的に各県に うの処置を希望す。 規則を設け体裁を改めしむるよ 不備により、眼疾を招くこと多

なり、 も、 漸次改造を命ぜられたし。 設け一定の猶予期間を与えて、 し、又便所の設備概して不完全 住民道路溝渠の掃除に就いて 取締規則を制定せられた 府県には家屋建築条例を

団体として組織されたのである。

く下から同和地区住民の自主的な

時の改善運動指導者たちの見解や

いて格別の考慮を払われたし。 は益々増加す。他に移住策につ

部落の人口は益々増殖し細民

王張を代弁している。すなわち、 、部落特有の職業は成るべく改

めしむるよう奨励し、皮革の如

別の施設を願いたし。

あり、これが根治については格

部落特有の疾患にトラホーム

内務大臣に提出した要望書は、当

代表として出席した岡本弥が、

前記の細民部落協議会に和歌山

門以上の学校に部落民の入学は甚 しむる唯一の方法である。 別撤廃は部落民の就学心を向 だ困難である。学校内に於ける差 3 相当学識を有するものは 小学校、中学校は勿論、

されたものではないので、単に 相当の助成金を支出されるよう きとは思われない。国家として 指導奨励丈では到底改善さるべ 部落の幣風は 配慮願いたし。 朝 一夕で醸成

部落民の教育が進まないのは、皆 には部落民を使用されていない。 これに起因している。 以下二、三の実例を具陳せん。 民の自覚を障害して居るものは は最も肝要の次第なるも、部落 一般民の差別行為である。 官衛公署は勿論、会社工場

専

解決が実現さ れることの認 て同和問題の 地区民の主体的条件を改善整備す ることによっ

部落の改善に、 部落民の自覚

識にあったの

つまり富の向上を図ることであ すべきことと信ず。 もならば、部落の人心を鼓舞激励 し、教育は奨励をまたずして進歩 部落改善は、

農民の小作上に於いて、 部落民なるが故に営業上に又

の部落対策の改良主義的特徴は同 来することを理解せず、 わが国の社会経済体制の病理に由 和地区住民の生活実態の劣悪性が 以上のでとく、明治、 去に努力されたし。 くない。これら差別的行為の除 立場に於かれている実例は少な ただ単に 大正時代 不利な

により、乗用者ヘルメットをかぶ

通法第七十一条の三第

一項の規定

自動二輪車の運転者は、

道路交

します。 0

....691・0119とボタンを シュホン 押す。

管内火災・救急発生状況

| | | _ | | | | The second | 1 |
|---|------|---|---------|---------|---------|------------|---|
| 1 | 救急と火 | 災 | 水卷 | 芦屋 | 岡垣 | 遠賀 | 合 計 |
| | 救 | 急 | 98 (27) | 69 (14) | 60 (16) | 60 (14) | 287 (71) |
| | 火 | 災 | 7 (1) | 3 (0) | 8 (1) | 6 (0) | 24 (2) |

昭和50.1.1~4.30まで、()内は4月分

ともにあつくお礼申しあげます。 くお礼申しあげます。 金一封で寄贈がありました。 福祉協議会へで寄贈がありまし た。で冥福をお祈りいたしますと 鯉口区 猪熊 故竹口広止殿 香典返しとして次の方から社会 社会福祉事業のため次の方から 故香川マキヱ殿 故回野熊蔵殿 吉田団地 副島国治殿 香川春雄殿 団野キョカ殿 竹口ヒデ あつ 殿

お

が改正され、今年の七月一日から トを必ず着用するようお願いい 止、被害軽減のためにもヘルメッ 礎点数一点がつけられることにな 輪車を運転すると、行政処分の基 ヘルメットをかぶらないで自動二 が、今回道路交通法施行令の一部 ることが義務づけられています に頭をうつことが多く、 二輪車の事故では横転したとき 事故防 た

りました。

運転するときは 必ずヘル メッ

1

を

一輪車 を

曜

前原医院 内•児科 樋

入江医院 外

渡辺医院 外

在

科頃

科頃

楠本医院 内•児科 大膳橋 093•24•0

診察時間は 9時から 17時、原則として往診はいたしま

末

末

口

69

1

601 • 3320

. 2

691 • 0553

3 8 5

◇日時

6月18日

9時30分~11

◇会場 遠賀保健所栄養指導室

·講義·減塩食調理実習·試食=

·血圧測定 13時~13時30分

医

療

◇料金

◇日時 6月20日 9時30分~11

母子保健相談

入医療証の有効期限は、50年6月

現在、乳幼児医療費の無料の適

◎必ず持参するもの 手続きをしてください

①保険者証、②乳幼児医療証

現在の老人医療受給者証及び老

町は、乳幼児医療証の切替えを

ていない方(償還払い)

替えを行ないます。 町では、老人医療受給者証の切 受給者証の切替え

とおり行ないますので、期間中に の老人医療受給者証の交付を次の 30日までとなっています。 昭和50年7月から51年6月まで 用を受けている方は、七月一日か ら医療証が新しく変更されますの 条外の方で、医療証の発行を受け し次のとおり申請してください

なお、保険組合の所在地が福岡

は、三日間のうちの他の日でもけ

当日、指定日時に来れない方

時までに出してください ○ごみは収集日の朝7時から8

◇内容 赤ちゃんの身長、 ◇会場 吉田団地公民館

、体重測

乳幼児医療の切替え 七月一

日から新しく

品については若干準備していま (家族計画についての器具、薬 育児及び家族計画相談指導

◇持参品 ◇申請受付場所 健康保険証(扶養義務者の保険 9時~16時30分 6月25・26・27日 印鑑、 役場別館

お

扶養義務者の源泉徴収票の必

以降に転入された方 ②扶養義務者が町外に居住さ 本人の源泉徴収票が必要な方 ①扶養義務者が50年1月1日

でありかつ、50年1月1日以降 ①老人医療対象者が被保険者

加入している

に転入された方

知

月の

し尿汲取予定日

猪熊•頃末 2日

6月15日

水巻町長

伊

藤

門

集

水

巻

町

住

相

電

話

1

刷

牟

田

刷

合 資 会 22日

29日

3日 猪熊•頃末

猪熊・唐ノ熊県住・吉田片山・ぬめり石

樋口・吉田御輸地・車返し・鯉口

高松区·三ツ頭区·樋口·吉田垣添·中央

高松区·三ツ頭区·頃末(6·11·14区) 7日 • 緑風園 • 中央区

高松区・三ツ頭区・頃末 (15・18区)・頃 末 (6 • 11 • 14区) • 川端商店街 • 吉田県 道筋

10日 川端商店街·上二·下二·立屋敷·伊左座

11日 古賀・う月・吉田本村・車返し

古賀• う月• 大橋• 上二町住• 下二町住• 12日 宮ノ下社宅

13日 頃末 (6・11・14区) ・朳

14日 猪熊•樋口

16日 猪熊•樋口•朳•吉田団地

猪熊·古賀·頃末 (6·11·14区)

団地

猪熊·古賀·頃末 (6·11·14区) 18日 団地

19日 吉田団地

松栄荘・美吉野・猪熊町住・上二・下二・

伊左座•吉田本村• 朳社宅

松栄荘•美吉野•古賀県住•上二•

伊左座•吉田本村• 朳社宅

松栄荘・美吉野・みずほ・古賀区 23日

梅ノ木区・みずほ・下二幼稚園通り・古賀 24日 区

25日 梅ノ木区・下二幼稚園通り・古賀区

26日 梅ノ木区。鯉口区

樋口・う月・朳・鯉口区 27日

猪熊•樋口•吉田団地(淨化槽)•鯉口区 28日

猪熊·古賀·頃末 (6·11·14区)

| 乳切児医療切替日時と場所 | | | | | | |
|-----------------|-----|----|-----------|----------------------------------|----------------------|--|
| H B | 寺 | 場 | 所 | 地 | 区 | |
| 6月18 9時~16時 | | 水巻 | 町役場 別館 | 下二.下二町住. 緑風園.美吉野. | | |
| 6月19日 9時~16日 | 200 | | , | 吉田ノ一.吉田 地.頃末.二社区 | ノ二.吉田ノ三.吉田団 【.中央区 | |
| 6月201 | | | , | 机.古賀.樋口. 古賀県住.鯉口[高松区.三ツ頭] | 区.梅ノ木区 | |

◎ごみ出しは

収集日に

窓口で異動届をされるようお顧

転手さんに申し込んでくださ ています。希望者は収集車の運 ・遠賀ダストセンターで斡旋し 枚十円のごみ袋を水巻清掃

◎ごみ袋のあっせん

しっかり包んでから出されるよ

〇スプレーなどは穴をあけ、ま

てください。

でいるものは水気をとつて出し ださい。また、水分を多く含ん ものは小さくまとめて出してく 〇ボール箱などのように大きな 区別して出してください 〇燃えるごみと燃えないごみは

たガラス・びん類は小さく割り

す。転出などで不在の方が家族 の中におられるときは、住民課 人数で支払うように決っていま 人数割で)尿汲取料金は、住民登録の



◎し尿汲取料金は